

中央教育審議会大学分科会長 殿

中央教育審議会大学分科会
教育課程等特例制度運営委員会

教育課程等特例認定大学等としての認定に係る審査結果について（報告）

令和 7 年 1 月 17 日付けで大阪教育大学及び札幌大学から申請のあった、教育課程等特例認定大学等としての認定に係る申請について、中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、貴分科会の下に設置された本委員会にて審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

1. 申請内容

大学設置基準第 57 条に規定される教育課程等特例認定大学等の認定の申請

【申請者】大阪教育大学及び札幌大学

【特例対象規定】大学設置基準第 19 条第 1 項

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【申請内容】別紙「取組概要図」参照

【実施予定期間】令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月

2. 審査の主な経過

年月日	経過
令和 7 年 1 月 23 日	第 7 回教育課程等特例制度運営委員会 ・申請書及び申請計画書等に基づき、審査を実施。 ・審査中の意見を申請者に伝達し、回答を求める。
令和 7 年 2 月 19 日	第 8 回教育課程等特例制度運営委員会 ・申請者との面接審査を実施。

3. 審査結果

本委員会での審査の結果、大阪教育大学及び札幌大学からの申請について、教育課程等特例認定大学等の認定に関する規程（文部科学省告示第百三十一号）第 1 条で定める認定の基準を満たしていると認める。ついては、別添の認定期間と留意事項を付した上で、教育課程等特例認定大学等として認定することが適当である。

(別添)

認定期間

申請計画書の実施予定期間を踏まえ、「令和8年4月～令和13年3月」を認定期間とする。

留意事項

1. 大阪教育大学からの提供科目について、札幌大学においては、オンライン(オンデマンド方式)での授業が中心となることから、学生の主体的な学びを促進するため、学生に対する履修ガイダンス、学生の受講状況の把握、TAの配置など受講学生への積極的かつきめ細やかな支援に留意すること。
2. 大阪教育大学においては、科目提供を行う担当教員に過度な負担が生じないように引き続き留意すること。
3. 異なる地域の大学間の交流となる取組の特色を活かし、オンライン(オンデマンド方式)を中心としつつも、両大学の学生が積極的に交流・議論・意見交換等をする機会について工夫することが望ましいこと。
4. 今回の取組により、地域を超えたオンラインの効果的な活用方策や教育効果の検証等が期待されることから、両大学が連携して評価・検証等に取り組んでいただきたいこと。

(別紙) 取組概要図

大阪教育大学と札幌大学の連携による教職科目を自ら開設できる仕組みの構築
—先導的な教職科目の全国・地域への展開を通じた質の高い教師人材の安定的な輩出を目指して—

教員養成を取り巻く現状・課題

- 全国の教育委員会に置いて「教師不足」が深刻化
- 学校現場を取り巻く環境の変化（子ども一人一人の学びの引き出し、いじめ・不登校、外国にルーツのある児童生徒等の増加 など）
- 教師に求められる役割や資質能力が多様化（学習観・授業観の転換）
⇒ 教職課程では新たな教育課題に対応した科目の充実が急務
- しかし、人的にも財政的にも資源が限られている現状において、個々の大学単独では教職課程を維持することが極めて困難

モデルケース②【学修の多様化・深化 × 大学間連携】を適用
特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則

新たなモデルの構築

地域社会

知的資源の効率的活用による教職課程の裾野拡大
多様な専門性と質の高い教師の安定供給

大阪教育大学

先導的な教職科目を広域的に普及・発信
教員養成の質保証や高度化をけん引
学習観・授業観の転換を担う教師の拡充に貢献

教員養成課程

先導的な教職科目、フラッグシップ指定科目を提供

札幌大学

教職課程の効率的展開
次世代型教職課程の開講
北海道の私大の中核として質の高い教師の養成に貢献

教職課程

大教大の教職科目、フラッグシップ指定科目を
自ら開設

Win-Win